

平成29年6月19日

# 総務文教委員会

阿久根市議会



- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 平成29年6月19日(月) 10時01分開会  
10時38分閉会
- 3 場 所 第2委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、  
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、  
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 説 明 員  
・企画調整課  
課 長 早瀬 則浩 君 課長補佐 寺地 英兼 君  
・総務課  
参 事 的 場 博俊 君 係 長 牛之濱 宏信 君
- 7 会議に付した事件  
・議案第50号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成  
32年度)の一部変更について  
・議案第52号 阿久根市消防団公務災害補償条例の一部を改正する条  
例の制定について  
・議案第53号 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制  
定について  
・陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復  
元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府  
予算に係る意見書採択の要請について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

## 審査の経過概要

### 大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

6月9日の本会議で、当委員会に付託となりました案件は、議案第50号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の一部変更について、議案第52号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてであります。

なお、本委員会の日程につきましては、お手元に配布しました日程表のとおり作成しましたのでご了承願います。

それでは審査に入ります。

初めに、企画調整課の入室をお願いします。

(企画調整課入室)

### ○議案第50号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の一部変更について

#### 大田重男委員長

はじめに、議案第50号を議題とします。

課長の説明を求めます。

#### 早瀬企画調整課長

議案第50号について説明いたします。議案書32ページをお開きください。

今回の過疎地域自立促進計画の変更は、種子島周辺漁業対策事業及び総合運動公園施設整備事業を事業計画に追加するため、計画の一部を変更しようとするものであります。

議案書33ページから34ページの産業の振興につきましては、現在、阿久根漁港に整備されております水揚作業や荷捌き作業に利用する共同利用施設が、老朽化により能力が低下していることから、経営近代化施設を整備して作業の効率化を図るため、種子島周辺漁業対策事業を追加し過疎債を活用しようとするものであります。

また、35ページの教育の振興につきましては、経年により老朽化している総合運動公園の施設の現状に鑑み、また、健康の維持・増進やレクリエーションを目的とした生涯スポーツへの意識の広がりによる施設の利用が増えている状況を踏まえて、安全性と利便性の向上を図るため、総合運動公園施設整備事業を追加し過疎債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### 大田重男委員長

ただいま課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第50号について、審査を一時中止いたします。

### ○議案第53号 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

#### 大田重男委員長

次に、議案第53号を議題とします。

課長の説明を求めます。

#### 早瀬企画調整課長

議案第53号について説明いたします。議案書46ページをお開きください。

今回の条例改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴う改正であります。今回の過疎地域自立促進特別措置法の改正は、過疎地域内において租税特別措置法の定めるところにより国税の特別償却を行うことができる事業のうち、従前の情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンターを除外し、新たに農林水産物等販売業を追加したものであります。このことを受け、本市の産業開発促進条例において本則中の字句について「情報通信技術利用事業」を全て「農林水産物等販売業」に改めるものであります。

なお、過疎地域自立促進特別措置法第30条では、減価償却の特例について、農林水産物等販売業を「過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業」と定義し、当該地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、新設・増設に伴う建物及びその附属設備について、租税特別措置法の定めるところにより特別償却を行うことができる旨を規定しております。

また、附則において、この条例の施行期日は交付の日とし、改正後の条例の規定は農林水産物等販売業の用に供する設備を新增設した者に対する固定資産税の課税免除又は奨励金の交付について適用し、同日前に情報通信技術利用事業の用に供する設備を新增設した者については、なお従前の例によることとしたところであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### 大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 竹原信一委員

ちょっとごめん。今、最後のところでさ、電気通信技術のくだりのところをもう1回、ゆっくり、丁寧にお願いします。最後の3行ぐらいか4行ぐらい。

#### 早瀬企画調整課長

最後ですね、附則のところになります。改正後の条例の規定は農林水産物等販売業の用に供する設備を新增設した者に対する固定資産税の課税免除又は奨励金の交付について適用し、同日前に情報通信技術利用事業の用に供する設備を新增設した者については、なお従前の例によることとしたところであります。

#### 竹原信一委員

ということは、阿久根市の場合はそれは何に当たるの、通信なんかの部分とかなんかあったんですかね。

#### 早瀬企画調整課長

コールセンターのことですが、阿久根市においては設置は今まではありませんでした。先の説明にちょっとあったんですが、3月までにもしコールセンターができてれば3年間の固定資産税の免除または奨励金の交付ということで、3月までにできたところについては、この条例の改正があっても、3年間は前のそのままコールセンターの対象で減免ですよという、そのくだりのことです。

#### 竹原信一委員

阿久根は関係ないという話に、今の部分。コールセンターってなんですか、あるんですか。

#### 早瀬企画調整課長

コールセンターというのは、いろんな会社なんか電話をしたとき、問い合わせ先が北海道とか、沖縄とか、一局で、地域で賃金が安いところにその相談窓口をつくってきたという、そういうところになります。

[「阿久根には1件もなかった」と呼ぶ者あり]

#### 大田重男委員長

ほかにありませんか。

#### 木下孝行委員

説明資料を読めば大体わかるんですが、今後、将来、地方創生も含めて阿久根市の将来にわたって産業振興する中で、そういった阿久根市の農林水産物をつかった商品、加工品等、そういったことを販売する人たちのためには、すごく支援になるような項目を入れてくれたということで、そういう認識でいけばいいですか。

#### 早瀬企画調整課長

はい、そのとおりです。

#### 竹原恵美委員

先の説明のときに質問出たんですけども、主に外に出すものということがある。文章を見ればそういう工場に係る、旅館なども設置というのがあるんですけど、この条例で対応しようとするところは、ずいぶん狭い、枠が、制限がきちっとかかっている。当然のことではありますけれども、これ、市によって文章が少々変わっていて、その枠組みというのがもうちょっと拡充されたような枠組みのあるものというのとは可能なんでしょうか、あるんでしょう。それとも、どこも一辺倒、おんなじ、まったくおんなじで運用されるのか、それとももう少し広い意味でとらえることができる、今の文章よりももう少し広い意味でとらえた文言の地域などあったら教えていただきたいんですけども。

#### 早瀬企画調整課長

産業開発促進条例、こちらのほうは国のほうの改正にあわせたということで、同様の改正をすることによって、その分減額した分については国から交付税措置されますということですので、これはどこの市町村も一緒かと思えます。ただ、そのほかにですね、産業開発促進条例の中で、原子力発電施設等立地地域の固定資産税という部分があります。その条例も阿久根市にはありまして、こちらのほうが原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例ということで、製造の事業、道路貨物運送業、梱包業または卸売業については、こちらのほうの条例による対象というふうになります。また、阿久根市にはそのほかに、阿久根市企業立地促進補助金というのがございます。これが工場等が進出した場合にこちらのほうの補助金、工場等立地取得補助金とか雇用促進補助金、この中にはソフト産業、先ほど言いましたコールセンター等も入っております。そういう事業もありますので、阿久根市でいろいろと起業をされる方については、お話を聞けばいずれかの事業で対応というようなことになっていくのかなというふうには思っております。

#### 竹原恵美委員

それでは、阿久根市は条件のいい状態を既にある程度確保しているという自信があって御説明いただいたように思うんですが、それが今度は情報として阿久根は出店なりしやすいんだって御理解いただけるようなやり方は必要なんだろうと思えます。ぜひその活動も進めてください。

#### 渡辺久治委員

農林水産物販売業にかかわる、例えば増設とか、新設とか、そういうのに対して源泉的な免除が得られるということですかね。

#### 早瀬企画調整課長

ただ、そこの条件の中に市外に向けての販売、その部分があるということと、雇用の増が見込まれるということでありまして、増設の場合には雇用の増が見込まれないと対象にはならないということで、地域の物産館等で市内の人向けの商品なのか、それとも市外から来る人の、その辺の判断が必要かというふうに思います。

#### 渡辺久治委員

個人的にその辺の野菜を売るための、そういうものは該当しないということになりますね。

#### 早瀬企画調整課長

野菜を売るというよりか、市外の人たちがどれだけそこで購入されたかというところが問題になると思います。

#### 渡辺久治委員

その辺の話の持っていき方も大事になってくるということやな。了解しました。

**大田重男委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**濱之上大成委員**

ないんですけど、休憩していただいて。

**大田重男委員長**

それでは休憩いたします。

( 休憩 10 : 14 ~ 10 : 15 )

**大田重男委員長**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

**濱田洋一議員**

先ほどの渡辺委員の質問に関連してなんですが、農林水産物等販売業というのは、市外の方々が買いに来られる。そしてまた、市外であったり、県外であったり、そういうところに商品を納められるということが対象ということですのでよろしいんですよね。その2つですかね。

**早瀬企画調整課長**

はい、そのとおりです。

**濱田洋一委員**

そうした場合に、例えばこの事業の対象になる線引きといいます、その店舗の売上が100とした場合に、例えば5割以上がそういった市外からのお客様、市外の例えば消費者の方々への商品販売等の線引きというのは何かあるんですかね。

**早瀬企画調整課長**

明確な線引きはございませんが、売り上げ部分、当然、市内、市外ありましようし、今度は商品の、たぶん数でも、金額は少なくとも、じゃあ数が相当7割方は市外とか、いろんな形が考えられますので、申請をいただいた時点でそこは調査して判断したいというふうに思っています。

**濱田洋一委員**

それじゃあ事業者からの申請で、それを市のほうで確認、審査するというような状況ですね。

**早瀬企画調整課長**

この申請につきまして、物産館でも希望によって、大きい法人から小さい法人まであるかと思えます。条例の中にあるのが、青色申告をされている法人であれば、これは免除になります、固定資産の免除。そして、青色申告されていない方々については奨励金の交付というようなことで、この2種類、それぞれ相手方はどういう法人であるかによって免除か、若しくは奨励金の交付というこのふた通りの対応の仕方がございます。

**濱田洋一委員**

はい、わかりました。ありがとうございます。

**大田重男委員長**

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第53号について、審査を一時中止いたします。

(企画調整課退室、総務課消防係入室)

○議案第52号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

## 大田重男委員長

次に、議案第52号を議題とします。

総務課参事の説明を求めます。

### 的場総務課参事

先の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第52号、阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。議案書は44ページ、議案等参考は1ページをごらんください。

平成28年11月に、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、扶養手当支給額が改訂されました。非常勤消防団員等に係る損害補償の基礎額を定める政令において定められている扶養親族の場合における補償基礎額の加算額は、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当支給額を日額換算したものと定められておりますが、今回の法律改正に伴い補償基礎額加算額の改訂をするため非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されました。このことから、阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正点は、扶養親族に係る補償基礎額の加算額の改訂であり、第5条第3項において配偶者については433円を333円に、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については217円を267円に改定するほか、配偶者がいない場合は、配偶者及び子がいない場合の扶養親族について、必要な加算額の改訂をしようとするものであります。附則につきましては、今回の条例の施行日を公布の日からとするほか、必要な経過措置を定めております。なお、阿久根市に本条に基づく公務災害の認定を受け、遺族年金受給者が現時点でおひと方いらっしゃいますが、支給額の変更はございません。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく申し上げます。

## 大田重男委員長

総務課参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

### 渡辺久治委員

実質的には値下げということになるんですか。

### 的場総務課参事

値下げといえますか、扶養手当の配偶者の部分は減額ですけれども、22歳以下の子に係る部分については上がります。今、受けていらっしゃる方を例に例えれば、配偶者の部分が100円減額、子の部分について2人いらっしゃいますので、50円ずつ掛けるので100円ということで、支給額については変更ありません。

### 渡辺久治委員

あと、満15歳を15歳というふうに変えてあるんですけど、これは特別な理由が何かあるんですか。満22歳を22歳。

### 的場総務課参事

22歳以後の3月31日までにかかる分ということでありまして、子供につきましては。

### 渡辺久治委員

学年の関係でということと満を外したということですかね。

### 的場総務課参事

通常の扶養手当等につきましてもほとんど支給額になっておりまして、基本の部分についても一緒ですけれども、学年というか大学の4年までというふうな取り扱いになります。

## 大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第52号について、審査を一時中止いたします。



(総務課消防係退室)

**大田重男委員長**

ここで議案第50号、52号及び53号の3件に関する現地調査について各委員の意見を伺います。

[「いない」と呼ぶ者あり]

それでは必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

**○議案第50号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について**

**大田重男委員長**

それでは、議案第50号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第50号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、本案は可決すべきものと決しました。

**○議案第52号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**

**大田重男委員長**

それでは、議案第52号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第52号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、本案は可決すべきものと決しました。

**○議案第53号 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について**

**大田重男委員長**

それでは、議案第53号 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

## 竹原恵美委員

この条例の改正も含めて、ほかにも阿久根市は会社を起こすことに対して補助があるというふうにもっとアピールすることと、その情報をキャッチして補助金、課税免除など、どんどん活用していただいて、そういうふうにも情報を出していただきたいと思います。今回の委員長報告にもその情報をぜひ入れていただきたいです。

## 大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第53号 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、本案は可決すべきものと決しました。

## ○陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

## 大田重男委員長

次に、陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とし、審査に入ります。

まず、提出者を呼ぶことを含め審査の方法について、委員の皆様から御意見を申し上げます。

[発言する者あり]

休憩いたします。

( 休憩 10:30～10:33 )

## 大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

審査の方法について委員から意見を申し上げます。

## 濱之上大成委員

今、いろいろと昭和60年代から長年にわたって採択をしてきている状況でもあるんですか、現実にはこういった地方の自治体において厳しい財政の状況の中です、三位一体改革の中で2分の1になったわけですね。よろしいですか。

[発言する者あり]

参考人はいいいじゃないですか。

## 大田重男委員長

参考人は呼ばないことで異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めそのように決しました。

それでは、陳情第3号について、皆様からの意見を申し上げます。

## 濱之上大成委員

さっき言いましたけれども、結局は3分の1に引き下げられたという状況からいくと、この自治体においては財政的に厳しい状況では大変だと思っております。ただ、この文言の中でですね、教員の時間外労働があろうと、こういうのは文言的にはちょっと気になるところもあります。と申しますのは、先生方によっては丸投げをしている状況もあります。これは教科的には音楽だったんですけれども、現実に私どもがしていく場合において、やはり、どう言ったらいいんですかね、やっぱり今後は採択すべきであろうということは思っておりますが、ただ、教職員の定数の改善をということで申しますと、複式とも関係はしてくるかもしれませんが、どうでしょうか、いろいろ考えるとところもありますけれども採択すべきじゃあないかと私は思います。

## 渡辺久治委員

私もこれを見てみてですね、この記の下にある1番目は何とかそうかなと同意しますけれども、2番、3番、特に3番の学校統廃合によらない複式学級の解消に向けてというあたり、はっきり言って理想論だとか、財政状況を考えない上で、これに全面的に採択というよりも、これはある意味では趣旨採択のほうがいいんじゃないかなと私は思います。

## 木下孝行委員

私も渡辺委員と同じで、3番の学校統廃合によらない複式学級の解消に向けてということでございますが、非常に難しい状況があるんじゃないかなと。これを趣旨採択でいいと。ほかのものは我々も納得できるような文言がありますので、趣旨採択でいいのかなと思います。

## 大田重男委員長

それでは、陳情第3号について、討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議なしと認め、これにて討議を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

それではこれより陳情第3号について採決に入ります。

皆さんの意見は趣旨採択が多いようですので、この陳情に対し趣旨採択をすることについてお諮りします。

それでは採決いたします。

本採決は挙手により行います。

陳情第3号について、趣旨採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認め、本陳情は趣旨採択すべきものと決しました。

ただいま、陳情第3号は趣旨採択と決しましたので、陳情趣旨にあります意見書の提出について御協議いただきます。

委員の皆さんから御意見がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは皆さんの御意見では、意見書の提出までは必要ないとの意見が多いようですが、趣旨採択とし、意見書の提出までしないとのことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて終了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、及び議会だより総務文教委員会に関する原稿につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 10時38分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男